

行田市こども計画

(令和7年度から令和11年度)

一部改正

行田市こども計画（令和7年度から令和11年度）について、以下のとおり一部改正する。

【改正理由】

令和8年度から「乳児等のための支援給付」が創設されることに伴い、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付、地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」）が改正され、令和8年4月1日から適用されます。

今回の基本指針の改正により、新たに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、乳児等通園支援事業に関する事項が必須記載事項として定められたことから、本市計画における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する部分に追加記載するものです。

【該当ページ】 70ページから71ページ

【改正後内容】

第4章 教育保育及び地域子育て支援事業の量の見込み

3 地域子育て支援事業

(17) こども誰でも通園事業（新規）

保護者の就労要件などを問わず、保育所や幼稚園に通っていない生後6か月以上満3歳未満の児童を保育所などの施設に通わせることができる制度。（令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和8年度からは新たな給付制度として位置付けられる）

（量の見込み）

0歳

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用見込み）	30	30	30	30	30
②確保方策（利用定員数）	30	35	35	35	35
②-①過不足	0	5	5	5	5

1～2歳

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用見込）	80	80	80	80	80
②確保方策（利用定員数）	110	130	130	130	130
②-①過不足	30	50	50	50	50

（確保策の方針と対応策）

- ・令和7年度は引き続き、国の試行的事業を実施します。令和8年度以降は、国が示す基準で実施します。
- ・満3歳以上の児童は対象としていないことから、教育・保育施設と事業者の円滑な連携・接続に努めます。

【適用日】 令和8年4月1日